

函館市職員提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員からの業務の改善および市民サービスの向上に資する提案（以下「提案」という。）についての審査ならびに提案を実施するための取組を行うことにより、職員の業務改善意識の向上を図り、もって組織の活性化に資するため、函館市職員提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画部長および財務部長をもって充てる。
- 4 委員は、企画部計画推進室長、総務部次長、財務部次長、企画部計画調整課長、総務部行政改革課長、総務部人事課長および財務部財政課長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、提案等の内容を記載した書面を各委員に配布し、その賛否を確認することをもって、委員会の会議に代えることができる。

(専門部会)

第4条 委員会は、提案の審査の円滑化を図るため、事前審査を行わせるための専門部会を設けるものとする。

- 2 専門部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 前条の規定は、専門部会について準用する。

(審査)

第5条 委員会は、提案の審査において、提案の内容が実施に向けて具体的に取り組むべきものであるかどうかについて判断する。

- 2 前項の審査は専門部会の事前審査を経た後に行うものとする。
- 3 委員長は、専門部会による事前審査において、提案の内容が業務の改善および市民サービスの向上に効果的であり、かつ、速やかに実施可能であると判断された場合は、当該事前審査の結果を委員会の審査結果とすることができる。
- 4 委員長は、必要に応じて審査結果その他必要な事項を、市長および副市長に報告するものとする。
- 5 委員長は、すべての提案およびその審査結果について、広く職員に周知するものとする。
- 6 委員長は、提案が審査等により実施に向けて検討すべきものと判断された場合は、関係する部局長に対し、提案の内容の実施に向けた検討を依頼するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。